

長野県剣道道場連盟設立60周年記念
信州女子剣道フェスタ開催要項

- 1 目的 女性の活躍できる環境の場の一つとして本フェスタを通じ日頃の鍛錬の成果を披露すると共に参加者同士の友好親善を図る。女性が剣道を継続できる環境を整え女性剣道界の発展寄与することを目的とする。
- 2 主催 長野県剣道道場連盟
- 3 後援 一般財団法人 全日本剣道道場連盟 一般財団法人 長野県剣道連盟
安曇野市剣道連盟（予定含む）
- 4 日時 令和5年10月22日（日曜日）
午前9時 開場、9時30分開始、午後4時終了予定
- 5 場所 名称：安曇野市堀金総合体育館
住所：堀金烏川 2662 番地 電話：0263-72-6340
- 6 参加資格及び部門
 - (1) 参加資格：次の部門の年齢基準を満たした女性とする。（年齢は大会前日を基準日）
 - (2) 部門：4部門3人制
 - ① 姫川の部（小中学生の部）

先鋒＝小学生 / 中堅＝小学生または中学生 / 大将＝中学生 / 監督＝成人

 - ・出場には、成人の監督を必要とする。
 - ・中堅に中学生が参加する場合は、剣道歴1年半未満の選手。
 - ・3人とも小学生でのチーム編成も可能。
 - ・道場連盟の加盟道場の出場選手は必ず全道連指定のワッペンを着用のこと。
 - ② 木曾川の部（高校生・大学生・一般30才未満の部）
 - ・学生（高校生又は大学生）は1チームにつき、1名のみ出場できる。
 - ・チーム編成上、30才以上の選手が出場することは可能。
 - ③ 天竜川の部（30才以上 3人の年齢合計が120才未満の部）
 - ④ 信濃川の部（30才以上 3人の年齢合計が120才以上の部）
 - (3) 合同チーム
 - ・参加人数が不足し合同チームで参加を希望する場合は、申込書に参加選手名を記載して申込みをする。申込締め切り後に事務局でチーム編成をして、該当者に連絡をする。
- 7 試合方法
 - (1) 試合および審判は、全日本剣道連盟剣道試合・審判規則、ならびに試合・審判細則、『新型コロナウイルス感染症が収束するまでの暫定的な試合審判法』、および本大会の申し合わせ事項に従って行う。
 - (2) 審判は、原則相互審判で行い、姫川の部の審判は木曾川・天竜川の部の出場団体が行う。詳細については試合組み合わせ表に掲載する。
 - (3) 試合時間は3分3本勝負で行い、勝敗の決しない時は引き分けとする。勝者数、総本数が同数のときは、任意選出による代表者戦によって勝敗を決する。なお、姫川の部は、最終引き分け者同士によって勝敗を決する。

- (4) 代表者戦の試合時間は2分、試合は1本勝負とし、試合時間内に勝敗が決しない場合は、2分ずつ時間を区切って、勝敗の決するまで行う。
- (5) 試合者は、剣道試合・審判細則第5条に定める名札を付け、所属名は統一し字体は明確に読み取れるものを使用する。

8 表彰 各部門の優勝、準優勝、第3位（2団体）に賞状を授与し表彰する。

9 参加料及び申込方法

(1) 参加料は次の通りとし申し込み時に指定した口座に振込むものとする。

- | | |
|------------------------|---------------|
| ① 姫川の部（道場連盟加盟未加盟を問わない） | 2,000円 |
| ② 姫川の部以外 道場連盟加盟団体 | 3,000円 |
| 道場連盟未加盟団体 | 6,000円 |
| ③ 合同チーム 道場連盟加盟団体 | 1,000円（1人あたり） |
| 道場連盟未加盟団体 | 2,000円（1人あたり） |

※③は事務局でチーム編成後に連絡をするので、連絡後に指定口座に振り込むものとする。

- (2) 指定口座 郵便振込：記号 11150 番号 5632081 名前 長野県剣道道場連盟
 他金融機関からの振込：銀行名 ゆうちょ銀行 金融機関コード 9900
 店番 118 預金種類 普通 店名 一一八 口座番号 0563208
- (3) 申込書は、別添申込用紙（メールにファイル添付も可）によるものとし、姫川の部の申請書に記載されている選手は、親権者の同意を得られている者とする。
- (4) 申込先 未来「対山館」北澤淳司 宛 住所：〒398-0001 長野県大町市平 10567 番地
 E-mail:naganoken.kendodojorenmei@gmail.com 電話：（080）5037-1559
- (5) 申込の締め切りは、**令和5年10月3日 火曜日**までに大会事務局必着とする。
- (6) 各部門とも複数団体の出場を可能とする。但し、申込多数の場合は先着順とし、状況により参加団体数を調整する場合がある。（出場をお断りした団体の申込金は返金します）

10 大会進行について

- ・ 午前に①②の部門の試合、南北対抗を行い、午前の部の表彰式を行う。
- ・ 午後に③④の部門の試合を行い、合同稽古を行い、午後の部の表彰式を行う。

11 選手の登録・変更について

- (1) **団体の編成順は、年齢昇順とする。2名で出場する場合は「中堅」をあけて「先鋒」と「大将」とする。**
- (2) 補員選手は設けないが欠員に対しての補充は参加資格条件を満たせば大会当日に出場試合場の審判主任に申し出て変更できる。ただし、団体の編成順に組み替えるものとする。
- (3) 参加団体は、右図に示した様式で試合場の掲示に用いる団体編成表（オーダー表）を作成し、試合を行う試合場の競技係員に提出する。

A3用紙の長辺を4つ折→

団体	先鋒	中堅	大将
名	○ ○	○ ○	○ ○

1.2 大会会場での留意事項

- (1) 主催者の感染対策指示にご協力頂くとともに、各個人においても感染対策を行うものとする
- (2) 選手、競技関係者、観戦者を問わず、大会に参加する全ての者は、本「要項」等を、厳守し、大会に参加する。
- (3) 出場者は試合時「面マスク」または「マウスシールド」を着用すること。
- (4) 主催者は感染に関する注意喚起、対策を行うが、参加者が新型コロナウイルス感染症に感染しても一切の責任を負わないものとする。

1.3 審判員の帯同について

- (1) 道場連盟加盟の参加団体は審判員を1名以上帯同させる。
- (2) 帯同審判員の服装は、全日本剣道連盟剣道試合・審判細則第23条に定める服装または剣道着とする。

1.4 参加者の安全対策

- (1) 参加団体の引率者は、大会中選手の健康管理その他すべての行動に責任を負う。
- (2) 主催者は大会中の負傷疾病に対し応急手当をする他は、一切の責任を負わない。
- (3) 参加団体は傷害保険等に加入の後大会に参加する。なお、少年剣士会員章（ワッペン）着用の選手は、傷害保険が適用される。

1.5 託児所の開設について

当日の託児について、出場選手の希望状況によって開設を検討する。

申し込み時に、希望者はアンケートに記入すること。

託児所を開設する場合は、申し込み時の代表者に連絡をする。費用については当日受付にて支払いをすること。

1.6 その他

- (1) 申込書により得られた内容は、番組表の選手名掲載の他表彰状制作及び剣道普及のために使用することがある。また大会で撮影した写真は、雑誌他公表媒体で後年も使用する場合がある。
- (2) 大会等の会場において、個人利用の目的でビデオ撮影等を行うことは差支えないが、営利目的又は不特定多数の者に公開若しくは頒布する目的で、これを行うことは禁止する。
- (3) ビデオ撮影等は、これを禁止されていない場所で、大会運営等を妨げない方法によることとし他人に迷惑を及ぼさないよう配慮する。